

パブリックコメントに対する意見結果

資料 2

| No. | 該当ページ | 項目  | ご意見  | 市の考え方   | 修正作業 |
|-----|-------|---|--|---|------|
| 1   | 69-70 | 3-2 地域特性を生かした魅力あふれるまちの形成<br>(1) ② 山地部の自然豊かな住環境の保全<br>(2) ② 寺内町等の歴史的なまちなみの保全 | ・「気候風土適応住宅」の行政の基準づくりを進める必要があると考えます。<br>現行法律では、伝統的な工法の古民家などの特徴を残した利活用が困難であることから、行政が基準を策定して保全するため。<br>(「気候風土適応住宅」とは、地域の気候や風土に合わせた特徴を持つ住宅で、伝統的な工法材料空間構成などを活用し省エネ基準の適用除外や緩和を受ける事が出来る住宅。)<br>・「歴史的建築物の保全及び活用に関する条例」の策定が必要であると考える。<br>現行法律では、伝統的な工法の古民家などの特徴を残した利活用が困難であることから、条例を策定して保全するため。 | 「気候風土適応住宅」の基準や「歴史的建築物の保全及び活用に関する条例」の策定につきましては、古民家等の保存・利活用方策の検討に向け、今後、研究してまいります。 | なし   |